

令和7年11月14日

質問回答

案件名：文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）に関する実態把握及び事例収集事業に係る予備的調査研究

質問	今回の事業の対象は「文化遺産」となっていますがこれはユネスコの条約に基づいて登録されている「文化遺産」を指しているのか、それとも文化財として位置づけられる「有形文化財」,「無形文化財」,「民俗文化財」,「記念物」,「文化的景観」及び「伝統的建造物群」を広く「文化遺産」と捉えて調査するのかどちらでしょうか。後者の「文化遺産」と捉えてよろしいでしょうか。 また、無形文化遺産についても、ユネスコの条約に基づいて指定されている遺産を指しているのでしょうか。それとも、日本国内の無形文化財を広く指すものなのでしょうか。
回答	本調査の事業対象ですが、有形・無形、共にユネスコ条約に基づいて登録/記載されている「文化遺産」に限りません。